

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和8年1月30日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3310号から第3319号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の10件の答申を行い、横浜市教育委員会が行った不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「特定中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について、1 人権教育・児童生徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容がわかる文書、メモ、メールなど」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3310号】

(2) 「A中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について 1 人権教育・児童生徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容がわかる文書、メモ、メールなど」ほかの不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3311号から第3319号まで】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	実施機関
3310	令和6年9月24日	令和6年10月9日	令和6年10月18日	令和6年11月11日	教育委員会
3311 ～ 3319	令和6年9月24日	令和6年10月9日	令和6年10月18日	令和6年11月15日	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3310	「特定中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について 1 人権教育・児童生徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容がわかる文書、メモ、メールなど」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>不開示</p> <p>不存在</p> <p>（学校が提出したいじめ認知報告書を学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が学校に取り下げさせた事例の有無に関する文書等については、高校教育課の職員との口頭による確認がなされたことから、当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当
3311 ～ 3319	「答申別表に掲げる各中学校が提出したいじめ認知報告書について 学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が取り下げた事例の有無について 1 人権教育・児童生徒課からの調査依頼 2 学校内部で教員への周知、または打合せ、会議等で使用した文書 3 人権教育・児童生徒課への報告した内容 以上の内容がわかる文書、メモ、メールなど」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>不開示</p> <p>不存在</p> <p>（学校が提出したいじめ認知報告書を学校教育事務所や人権教育・児童生徒課が学校に取り下げさせた事例の有無に関する文書等については、東部学校教育事務所の職員との口頭による確認がなされたことから、当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3310	<p>《いじめ認知報告書の提出に係る事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第1項に定める、児童等からいじめに係る相談を受け、かつ、いじめの事実があると思われる場合、学校が「いじめ」が疑われると判断したケースについて、法第23条第2項に基づき、学校は毎月、いじめ認知報告書で報告を行うことになる。特定中学校については、高校教育課に報告している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書、審査請求書、反論書及び主張書面の記載から、いじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無に係る調査についての人権教育・児童生徒課からの調査依頼の内容及びその調査依頼を受けて特定中学校内部で教員への周知等で使用した文書並びに当該調査に係る人権教育・児童生徒課への報告内容が分かる文書であると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p>

答申番号	判断の要旨
3310	<p>ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 特定中学校のいじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無について、高校教育課と同一フロア内にある人権教育・児童生徒課から直接口頭で照会があった。</p> <p>(イ) いじめ認知報告書は特定中学校の学校いじめ防止対策委員会が作成し、高校教育課に提出しているものであり、高校教育課内で確認したところ取り下げられた事例はなかった。取り下げられた事例はないので、高校教育課又は人権教育・児童生徒課が取り下げさせたことはない。</p> <p>(ウ) その旨を高校教育課から人権教育・児童生徒課へ口頭で回答している。</p> <p>(エ) これらのことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>
3311 ～ 3319	<p>《いじめ認知報告書の提出に係る事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第1項に定める、児童等からいじめに係る相談を受け、かつ、いじめの事実があると思われる場合、学校が「いじめ」が疑われると判断したケースについて、法第23条第2項に基づき、学校は毎月、いじめ認知報告書で報告を行うことになる。特定区内の各中学校（以下「本件各中学校」という。）については、東部学校教育事務所に報告している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書、審査請求書、反論書及び主張書面の記載から、いじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無に係る調査についての人権教育・児童生徒課からの調査依頼の内容及びその調査依頼を受けて本件各中学校内部で教員への周知等で使用した文書並びに当該調査に係る人権教育・児童生徒課への報告内容が分かる文書であると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件各中学校のいじめ認知報告書を取り下げさせた事例の有無について、人権教育・児童生徒課から東部学校教育事務所へ電話で照会があった。</p> <p>(イ) いじめ認知報告書は本件各中学校の学校いじめ防止対策委員会が作成し、東部学校教育事務所に提出しているものであり、東部学校教育事務所内で確認したところ取り下げられた事例はなかった。取り下げられた事例はないので、東部学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が取り下げさせたことはない。</p> <p>(ウ) その旨を東部学校教育事務所から人権教育・児童生徒課へ電話にて口頭で回答している。</p> <p>(エ) これらのことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

	お問合せ先
	市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881